

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課）	1
○道営土地改良事業変更計画の決定（農業施設管理課）	1
○特定農業用ため池の指定（農業施設管理課）	1
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定（治山課）	1
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（維持管理防災課）	1

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告	2
○特定調達契約に係る落札者等の公示	3

道人事委員会規則

○北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則	4
--------------------------	---

告 示

北海道告示第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、当別土地改良区が管理する茂平沢第二貯水池に係る管理規程の変更を認可した。

令和2年10月2日

北海道知事 鈴木直道

認可した管理規程の概要

茂平沢第二貯水池の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第607号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、道営土地改良（風連東第1地区（農業用排水施設、区画整理、暗渠排水））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和2年10月5日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海

道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道を被告として（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和2年10月2日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第608号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池を指定した。

令和2年10月2日

北海道知事 鈴木直道

特定農業用ため池の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
南 中 の 沢 貯 水 池	美瑛市字光珠内1795番5地先	令和 2. 9.15
ベ ペ ル イ 調 整 池	空知郡上富良野町東10線北20号	同
東 中 調 整 池	同 東11線北20号	同
5 区 温 水 た め 池	同 東12線北20号	同
水 温 上 昇 施 設	同 東12線北19号	同

北海道告示第609号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和2年10月2日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 釧路市駒牧2の18（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
 - 3 解 除 の 理 由 飛行場用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び釧路市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第610号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和2年10月2日				北海道知事 鈴木直道			
北見川東1地区急傾斜地崩壊危険区域							
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱15号とを結んだ線によって囲まれた区域							
市	町	地番		標柱番号			
北見市	川東	345番1		1			
同	同	350番1		2			
同	同	350番9		3			
同	同	同		4			
同	同	同		5			
同	同	350番11		6			
同	同	355番2地先河川敷地		7			
同	同	357番44		8			
同	同	357番14		9			
同	同	348番5		10			
同	同	348番13		11			
同	同	348番31		12			
同	同	348番53		13			
同	同	348番54		14			
同	同	348番59		15			

道 教 育 庁 教 育 局 告 示			
北海道教育庁空知教育局告示第58号			
次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。			
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。			
令和2年10月2日			
北海道教育庁空知教育局長 藤村 誠			
1 入札に付する事項			
(1) 調達をする物品等の名称及び数量			
道立学校教育用パーソナルコンピュータ等（文書処理用）の賃貸借 一式（1月当たりの単価） 29台分			
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。			

(3) 契 約 期 間	令和3年1月18日から令和7年12月28日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。	
(4) 納 入 場 所	入札説明書による。
2 入札に参加する者に必要な資格	次のいずれにも該当すること。
(1)	令和2年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
(2)	道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3)	暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
(4)	当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
(5)	当該調達をする物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
3 条件付一般競争入札参加資格の審査	
(1)	この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申 請 の 時 期	令和2年10月2日（金）から同月16日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
イ 申 請 の 方 法	申請書の提出先の指示により、作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先	郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
(2)	審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
4 契約条項を示す場所	北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
5 入札執行の場所及び日時	
(1) 入 札 場 所	岩見沢市8条西5丁目 北海道空知合同庁舎5階第2会議室 （送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）
(2) 入 札 日 時	令和2年10月28日（水）午後2時（送付による場合は、同月

27日（火）午後5時までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名 称 及 び 数 量 道立学校教育用パーソナルコンピュータ 一式 35台分

イ 予 定 時 期 令和2年10月頃（入札期日の前日から起算して24日前までに公告する。）

(2) この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和2年1月7日付け北海道教育庁空知教育局告示第1号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目

(3) 電 話 番 号 0126-20-0142

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of personal computer 29 sets

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., October 28, 2020

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., October 27, 2020)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan

Phone : 0126-20-0142

北海道教育庁上川教育局告示第65号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和2年10月2日

北海道教育庁上川教育局長 河 野 秀 平

1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) A重油その1（特別支援西地域）（1リットル当たりの単価） 152,000リットル

(2) A重油その2（特別支援東地域）（1リットル当たりの単価） 176,000リットル

(3) A重油その3（旭川A地域）（1リットル当たりの単価） 146,000リットル

(4) A重油その4（旭川B地域）（1リットル当たりの単価） 297,000リットル

(5) A重油その5（旭川C地域）（1リットル当たりの単価） 189,000リットル

(6) A重油その6（東川地域）（1リットル当たりの単価） 125,000リットル

(7) A重油その7（美瑛地域）（1リットル当たりの単価） 29,000リットル

(8) A重油その8（上川地域）（1リットル当たりの単価） 24,000リットル

(9) A重油その9（愛別地域）（1リットル当たりの単価） 34,000リットル

(10) A重油その10（美深地域）（1リットル当たりの単価） 203,000リットル

(11) A重油その11（下川地域）（1リットル当たりの単価） 33,000リットル

(12) A重油その12（名寄地域）（1リットル当たりの単価） 213,000リットル

(13) A重油その13（士別地域）（1リットル当たりの単価） 51,000リットル

(14) A重油その14（富良野地域）（1リットル当たりの単価） 174,000リットル

2 落札者を決定した日

令和2年9月23日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)から(5)まで

ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社

イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地

(2) 1の(6)

北海道人事委員会規則 7-1409

北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則
北海道職員等の旅費支給規則（北海道人事委員会規則 7-6）の一部を次のように改正する。
第12条中「マケドニア旧ユーゴスラビア」を「北マケドニア」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

- ア 氏 名 五東石油株式会社
イ 住 所 旭川市 1 条通19丁目右 3 号
(3) 1 の(7)から(13)まで
ア 氏 名 茂田石油株式会社
イ 住 所 旭川市住吉 4 条 2 丁目 8 番13号
(4) 1 の(14)
ア 氏 名 日下石油倉庫株式会社
イ 住 所 富良野市若葉町 2 番20号
4 落札金額
(1) 49円50銭
(2) 49円50銭
(3) 49円50銭
(4) 49円50銭
(5) 49円50銭
(6) 52円40銭
(7) 52円90銭
(8) 55円00銭
(9) 52円40銭
(10) 56円50銭
(11) 67円60銭
(12) 55円50銭
(13) 54円50銭
(14) 53円30銭
5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6 一般競争入札の公告
令和 2 年 8 月 7 日付け北海道教育庁上川教育局告示第55号
7 契約に関する事務を担当する組織
(1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 旭川市永山 6 条19丁目 1 番 1 号

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 2 年10月 2 日